

避難所運営の手引き

【地域が主体となった避難所運営を目指して】



しょう
進め
ほ

～みんなにやさしい避難所をめざして～

避難所について

避難所は、災害の危険から避難した被災者等が一定期間滞在するための施設です。
避難所運営は、地域、施設管理者、市職員、避難者が協力し、地域の特性に合った運営を行います。

受入れ対象者

- 災害から命を守るために、一時的に避難する人
- 災害によって、自宅での生活が困難になった人や帰宅が困難になった人

風水害

(大雨や台風等)

避難情報が発令された時などに、必要な地域の避難所を開設します。

災害の規模	開設する施設
災害の規模が小さく、避難者数が少ない場合	公民館等(一時避難所)を優先して開設
災害の規模が大きい場合や避難スペースが不足する場合	小学校等(収容避難所)も開設

地震

福岡市域内で震度5強以上を観測した場合は、以下の避難所を開設します。

震度	開設する施設
震度 5強	全ての公民館、空港周辺共同利用会館等
震度 6弱 以上	上記に加え、全ての小学校、市立体育館、市民センター等

避難所運営のながれ

大雨や台風などの**風水害**
福岡市が避難情報を発令した時など

- 災害規模や避難者数に応じて、災害警戒本部が開設する避難所(一時避難所又は収容避難所)を決定
- 自主的な避難：区災害警戒(対策)本部※で開設可否を判断

(※ 以下、本マニュアルにおいて区災害対策本部と記載)

地震
福岡市域内で震度5強以上を観測した時

- 震度5強……………
公民館、空港周辺共同利用会館等を開設
- 震度6弱以上……………
上記に加え、小学校、市立体育館、市民センター等を開設

開設準備

避難所に
着いたら

1 安全確認・開錠

施設の**外観・内部確認**

安全

施設の**安全を確認後**、避難所として開設します。

- 施設の被害状況(破損・ライフライン等)の把握
- 立入禁止区域の設定
- 避難所開設の可否を判断

安全が
確保できたら

2 開設準備

避難者の**受け入れ準備**

避難者をスムーズに受け入れるための準備を行います。

- 避難所のレイアウト、備蓄物資等の確認
- 受付や案内板などの設置

受け入れ準備が
完了したら

3 開設

避難者の**受入**

避難者の人数やニーズを把握します。

- 避難者受付カードによる避難者の把握(検温、問診票の記入)
- 体調不良者や要配慮者への対応や区災害対策本部との情報共有

避難者が
来たら

4 運営

秩序ある**避難所運営**

安全で安心な避難所運営を行います。

- 避難者の入退所・健康管理や施設内巡回等の実施
- 被災状況等の情報収集や物資の配布等
- 区災害対策本部との情報共有

閉鎖連絡が
入ったら

5 閉鎖

後片付け・**清掃等**

必要な作業を実施し、区災害対策本部に「閉鎖」報告を行います。

安全上の問題あり

区災害対策本部に連絡
※避難者がいる場合は、他の開設している避難所に誘導する。

※避難情報発令前に、市民等が自主的に避難する場合の対応は、各区防災担当課に確認してください。

4 ペットの同行避難

同行避難とは、飼い主が飼育しているペットと一緒に避難することです。避難所での人とペットの同室を意味するものではありません。

避難所においては、動物アレルギーがある人や動物が苦手な人への配慮も必要なことから、ペットは、避難者と同室での避難生活ではなく、屋根のある屋外や別室を確保したり、ゲージで管理するなど、それぞれの避難所のニーズに合わせたルールを決め、受け入れを検討しましょう。

※ 障がいのある人が同伴する盲導犬、介助犬、聴導犬などはペットとは捉えず、要配慮者への支援として、避難所の一角や別室を確保するなど、避難者と同室に避難できるよう配慮する必要があります。

(1) ペット用スペースの配置における注意事項

- 動物アレルギーがある人や動物が苦手な人への配慮
- 匂い(糞尿等)や音への配慮
- ペットの種類(犬・猫や小型・大型等)による配慮

(2) 飼い主が責任をもって飼育

- ケージやキャリーでの管理、エサやりや排せつ物の処理など、避難所でのルールに従う
- 避難所生活によるペットのストレスケアなど、体調管理



5 秩序の維持

避難所は、複数の方が共に過ごす場所ですので、飲酒して避難してきた方が大声を出すなど、避難所の秩序を著しく乱し、注意の呼びかけにも応じない方がいる場合は、区災害対策本部に報告し、警察と連携した対応を検討するなど、避難所における秩序の維持に努めてください。

